

中野区多子世帯・要保護世帯保育料軽減申出書

対象児童の平成 年度保育料の軽減に必要であるため、世帯の状況について中野区保育所保育料等の徴収に関する条例等の規定により下記のとおり申し出ます。

記

中野区長あて

提出日	年	月	日
-----	---	---	---

保護者氏名			
住所	中野区	丁目	番号
連絡先の電話	()	父携帯・母携帯・自宅	

ご家族の状況(対象児童を含む、同居のご家族及び生計を一にしている別居の兄弟について記入してください。)

裏面を参考に太枠内を記入してください。

フリガナ氏名	生年月日	続柄	すべてのご家族について在園、在学、保育状況等を記入してください。別居の場合は住所も記入してください。	該当する方に○をしてください↓	
	平成・昭和 年 月 日	父	/	同居	障害なし
				別居	障害あり
	平成・昭和 年 月 日	母	/	同居	障害なし
				別居	障害あり
	平成・昭和 年 月 日			同居	障害なし
				別居	障害あり
	平成・昭和 年 月 日			同居	障害なし
				別居	障害あり
	平成・昭和 年 月 日			同居	障害なし
				別居	障害あり

添付書類

- ・別居のお子さま 学生証のコピー又は生計を一にすることがわかる書類（仕送りの通帳のコピーなど）
- ・障害のあるご家族 種別、等級の確認ができる手帳のコピー

提出が必要な方は次に該当する世帯です。

- ①保育料の階層がC1～C7で在園児に生計を一にしている別居の兄弟のいるご家庭（兄弟の年齢問わず）
- ②保育料の階層がC1～C7でご家族が障害者手帳を所持されているご家庭(要保護世帯)
- ③保育料の階層に関わらず在園児以外の就学前の兄弟が以下施設等に通われているご家庭
 私立幼稚園(子ども子育て新制度対象施設を除く)、月ぎめ契約のベビーホテル等
 (認証保育所、ベビーホテル利用で区からの補助金を申請した方は提出する必要はありません)
 (家庭保育、ベビーシッター、インターナショナルスクール等は軽減対象外です)

【お問い合わせ・提出先】

〒164-8501
 中野区中野4-8-1
 中野区子ども教育部入園相談担当
 電話03(3228)8784・8904(直通)

中野区多子世帯・要保護世帯保育料軽減申出書

対象児童の平成 29 年度保育料の軽減に必要であるため、世帯の状況について中野区保育所保育料等の徴収に関する条例等の規定により下記のとおり申し出ます。

記

中野区長あて

提出日 **29** 年 **8** 月 **8** 日

保護者氏名	保育 太郎
住 所	中野区 中野7 丁目 8 番 9-123 号
連絡先の電話	090 (△×△×) ○○○○ 父携帯 母携帯 自宅

ご家族の状況(対象児童を含む、同居のご家族及び生計を一にしている別居の兄弟について記入してください。)

裏面を参考に太枠内を記入してください。

フリガナ 氏 名	生年月日	続柄	すべてのご家族について在園、在学、保育状況等を記入してください。別居の場合は住所も記入してください。	該当する方に○をしてください↓	
ナカノ 太郎 中野 太郎	平成 昭和 55 年 5 月 5 日	父	/	<input checked="" type="radio"/> 同居	<input checked="" type="radio"/> 障害なし
				<input type="radio"/> 別居	<input type="radio"/> 障害あり
ゆい	平成 昭和 57 年 3 月 3 日	母	/	<input checked="" type="radio"/> 同居	<input checked="" type="radio"/> 障害なし
				<input type="radio"/> 別居	<input type="radio"/> 障害あり
タケオ 竹夫	平成 ・昭和 10 年 4 月 4 日	子	千葉犬吠崎船員専門学校 千葉県千葉郡ちば町123番地	<input type="radio"/> 同居	<input checked="" type="radio"/> 障害なし
				<input checked="" type="radio"/> 別居	<input type="radio"/> 障害あり
ハナコ 花子	平成 ・昭和 25 年 8 月 8 日	子	やまぶき保育園	<input checked="" type="radio"/> 同居	<input checked="" type="radio"/> 障害なし
				<input type="radio"/> 別居	<input type="radio"/> 障害あり
	平成・昭和 年 月 日			<input type="radio"/> 同居	<input type="radio"/> 障害なし
				<input type="radio"/> 別居	<input type="radio"/> 障害あり
	平成・昭和 年 月 日			<input type="radio"/> 同居	<input type="radio"/> 障害なし
				<input type="radio"/> 別居	<input type="radio"/> 障害あり

添付書類

- ・別居のお子さま 学生証のコピー又は生計を一にすることがわかる書類（仕送りの通帳のコピーなど）
- ・障害のあるご家族 種別、等級の確認ができる手帳のコピー

提出が必要な方は次に該当する世帯です。

- ①保育料の階層がC1～C7で在園児に生計を一にしている別居の兄弟のいるご家庭（兄弟の年齢問わず）
- ②保育料の階層がC1～C7でご家族が障害者手帳を所持されているご家庭(要保護世帯)
- ③保育料の階層に関わらず在園児以外の就学前の兄弟が以下施設等に通われているご家庭
 私立幼稚園(子ども子育て新制度対象施設を除く)、月ぎめ契約のベビーホテル等
 (認証保育所、ベビーホテル利用で区からの補助金を申請した方は提出する必要はありません)
 (家庭保育、ベビーシッター、インターナショナルスクール等は軽減対象外です)

【お問い合わせ・提出先】

〒164-8501
 中野区中野4-8-1
 中野区子ども教育部入園相談担当
 電話03(3228)8784・8904(直通)